

## 千葉市公告第 85 号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 30 日

千葉市長 神谷 俊一

### 1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

#### (1) 業務名称

ア 家屋等事後調査及び算定委託（都 4-1）

#### (2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

#### (3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

### 2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

イ 当該業務の開札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

#### (2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者

#### (3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

#### (4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

### 3 入札担当課

〒 260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市建設局建設総務課

電話 043-245-5364  
ファクシミリ 043-245-5561  
メールアドレス somu.CO@city.chiba.lg.jp

#### 4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年4月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

##### (1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

##### (2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

#### 5 設計図書等の交付及び質問回答

##### (1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス ([https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPC0P10L\\_INIT\\_Action.do](https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPC0P10L_INIT_Action.do)) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

##### (2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

#### 6 入札及び開札

##### (1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

##### (2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎

##### (3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

##### (4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

## 7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）をファクシミリにより通知する。

## 8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、1回目の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6（2）と同様とする。

- (6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6（4）によるものとする。

## 9 契約条件等

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合には限り、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 支払条件  
業務案件ごとに別表に記載
- (4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。
- (5) 契約条項については、前記5の設計図書等を含めて交付する。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

## 10 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。
- (4) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

## 別表

ア 家屋等事後調査及び算定委託（都4-1）

（ページ1 / 1）

| 入札に関する事項（その1） |   |
|---------------|---|
| 業務場所          | 千葉市中央区都町3丁目地内   |
| 業務期間          | 契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで   |
| 業種            | 補償関係コンサルタント業務   |
| 業務概要          | 家屋等事後調査及び算定委託<br>事後調査（非木造建物ハ） 38.54㎡ 1軒<br>算定（非木造建物） 38.54㎡ 1軒                      |
| 予定価格          | 落札決定後に公表  |
| 最低制限価格        | 落札決定後に公表  |
| 入札参加資格要件      | 1 令和4・5年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿（業種：補償関係コンサルタント業務）に登録されている者<br>2 千葉市内に本店を有する者        |
| 入札参加申請期間      | 令和5年1月30日（月）の午後1時から<br>令和5年2月3日（金）の午後5時まで<br>（電子入札システムの運用時間内に限る。）                   |
| 提出資料          | 入札参加資格要件で求めている資料等   |
| 設計図書等の交付方法    | ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。  |
| 設計図書等の交付期間    | 令和5年1月30日（月）の午後1時から<br>令和5年2月14日（火）の正午まで  |
| 入札期間          | 令和5年2月8日（水）の午後1時から<br>令和5年2月14日（火）の正午まで<br>（電子入札システムの運用時間内に限る。）<br>※「積算内訳書」を添付すること。 |
| 開札の日時         | 令和5年2月14日（火）中の午後2時00分以降<br>業務名称の記号順に行う。   |
| 支払条件          | 前払金 無<br>完了払  |
| 備考            |   |

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。